

公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県雲南市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の鉄の歴史文化の研究及び公開に関する事業、並びにこれらに関する地域振興に関する事業を行うことにより、日本の伝統文化の継承と創造に役立つ人材を育成し、もって地域社会の文化的、経済的振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鉄の文化、歴史資料の蒐集、保存、公開及び鉄に関する学術研究
- (2) 和鉄生産、加工の技術伝承者育成と基礎研究施設、応用生産開発施設の管理運営
- (3) 鉄の文化、歴史に関する展示公開施設の管理運営
- (4) 鉄に関する応用生産開発商品及び地域振興に関する商品の販売
- (5) 展示公開施設における付随的な商品の販売
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書等は、毎事業年度開始の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の

監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定等に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、この法人の職務のために旅行した時に費用を弁償することができる。

3 評議員の報酬及び費用に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て支給するものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 この法人に評議員会を設置する。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の種類)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事から、1名の業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 理事を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 理事を選任する場合は、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は許可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

5 前項の規定は、監事について準用する。

6 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

7 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係があるものを含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他の特殊の関係があつてはならない。

8 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。また、評議員は、監事及びその親族その他の特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行

理事は理事会の定めるところにより、この法人の業務を執行するものとする。

3 代表理事及び業務執行理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係る計算書類等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為をし、若しくはそのおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する不当な事実があるときは、これを理事会で報告すること。
- (5) 前号の報告をするため、必要と判断するときは、代表理事に理事会の招集を請求することができる。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はそのおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) 評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められたときは、当該事項に対して必要な説明をしなければならない。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第24条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員は、退任した役員の前残任期間とする。

4 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任した者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第25条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するときは、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の同意による決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないと認められるとき。

(顧問)

第26条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は5名以内とする。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、必要に応じ、理事の諮問に応え、理事に対して助言することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 顧問は無報酬とする。

3 役員及び顧問が、この法人の職務のために旅行したときは、その費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(5) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第30条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会議に出席した代表理事及び監事がこれに記名押印しなければならない。ただし、代表理事が欠席の場合は、会議に出席した理事全員及び監事がこれに記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び合併、解散等

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第35条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的

事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは雲南市に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは雲南市に贈与するものとする。

第9章 会員

(会員)

第39条 この法人の事業に賛同する個人または団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第10章 公告

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、島根県において発行される山陰中央新報に掲載する方法による。

第11章 補則

(議決権の行使)

第41条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意による決議に基づいて行わなければならない。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、当該設立

の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。

なお、公益法人移行の際の、特例民法法人の事業報告及び決算は、公益法人が引き継ぐものとする。

- 3 この法人の最初の代表理事は速水雄一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は別表第2のとおりとする。

附則（第19条第2項、第33条第2項）

この定款の一部変更は、平成24年6月17日から施行する。

附則（第5条別表第1）

この定款の一部変更は、平成26年3月21日から施行する。

附則（第20条第3項）

この定款の一部変更は、平成26年6月7日から施行する。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	10,000,000円
投資有価証券	40,000,000円

別表第2 公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団移行後最初の評議員名簿（附則4関係）

氏名
岡田盛行
天根定幸
河角守雄
高岡裕司
大家眞木子